

諸外国・地域の規制措置（4月4日現在）

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。

① 日本の全ての食品につき輸入禁止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
マレーシア	4 7 都道府県	全ての食品	マレーシアにて全ロット検査 輸出者作成の産地証明(産出県)を要求 政府作成の放射能基準適合証明書を要求 (4月15日から) ※放射能基準適合証明書があれば全ロット 検査免除。ただしサンプル検査は対象。	スパイス、香料は検査対象 外	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
EU	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山 形、新潟、長野、山梨、埼玉、東 京、千葉（12都県）	全ての食品	放射能基準適合証明書を要求	3月11日より前に収穫・ 製造した食品については、 日付証明を要求	右記ホームページを参照	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp
	12都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
スイス	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山 形、新潟、長野、山梨、埼玉、東 京、千葉（12都県）	全ての食品	放射能基準適合証明書を要求	3月11日より前に収穫・ 製造した食品については、 日付証明を要求	駐日スイス大使館(大阪に移転中) 電話 06-6646-5293	
	12都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
アラブ首長 国連邦	4 7 都道府県	生鮮食品	輸入一時停止		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
		その他の食品	政府作成の放射能基準適合証明書を 要求			
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射能基準 適合証明書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果物、ミルク(粉 ミルクを含む)	上記に加え、オマーンにてサンプル 検査を実施			
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書を 要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
ブラジル	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射能基準適合証明書 (ポルトガル語の翻訳付き)を要求 (4月4日から)		在日ブラジル大使館 03-3404-5211	

(注) EU向けの産出県・日付証明については、原則として都道府県(水産品等については国)が行うよう通知済み。

② 日本の一部食品につき輸入禁止又は証明書を要求し、他の品目につき全ロット検査等

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	ほうれん草、かきな、原乳*等	輸入禁止		駐日韓国大使館 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、 E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全庁:生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部:畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院:水産物 http://cafe.daum.net/nfisbusan
	4県以外	全ての食品	韓国にて全ロット検査(放射能基準 適合証明書があれば検査を省略)			
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	全ての食品	輸入一時停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
	5県以外	果物、野菜、水産物、海藻類、 乳製品、ミネラルウォーターな どの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査			
		加工食品	台湾にてサンプル検査			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
中国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	乳製品、野菜及びその加工品、果物、水産物	輸入禁止		駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
		その他の食品及び農産物	中国にて全ロット検査			
	5県以外	食品及び農産物	中国にてサンプル検査			

③ 日本の一部食品につき輸入禁止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品	政府又は指定検査機関による放射能基準適合証明書を要求	今後実施予定	在日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物	放射能基準適合証明書を要求 インドネシアにてサンプル検査			
		農産物（17品目） 畜産物（10品目）	インドネシアにてサンプル検査（放射能基準適合証明書があれば検査を省略）			
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	食肉、牛乳・乳製品、果物、野菜及び水産物	輸入一時停止		シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: + [65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	千葉、愛媛、東京、神奈川、埼玉、静岡（6県）	果物、野菜				
	上記以外の県	食肉、牛乳・乳製品、果物、野菜及び水産物	シンガポールにてサンプル検査 地方自治体又は商工会議所による産地証明書の添付を要求			
フィリピン	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	肉、乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼育用動物、飼料	輸入一時停止		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
	上記以外の県					
	4 7 都道府県	加工食品	フィリピンにてサンプル検査			
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川（8県）	加工食品、農産物、鮮魚	輸入一時停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話：03-3447-7997	
	上記以外の県		産地証明（産出県）及び公的機関による放射能基準適合証明書の添付を要求			
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入禁止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail:tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyo.gov.hk/
		食肉（卵を含む）、水産物	政府による放射能基準適合証明書を要求			
		加工食品	香港にて検査を実施			
	上記以外の県	加工食品	監視強化			
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	全ての食品	輸入申請処理を一時停止			
米国	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	ほうれん草、かきな、原乳*等	輸入禁止		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	
		牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品	放射能基準適合証明書を要求			
	上記以外の県	食品、飼料	検査強化			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ	福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	食品及び飼料（原材料を含む）	輸入証明書の添付を要求（輸入証明書がない場合、カナダ政府による検査を実施） カナダにてサンプル検査		駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110323e.shtml
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京*、千葉（6都県）	全ての食品	輸入一時停止	6都県以外の食品は簡易な形で（箱を開封せず外部から）全ロット検査	駐日ロシア大使館 電話:03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax: 03-3505-0593	

(注) * ロシア政府の発表が変更されました(長野→東京)。

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
タイ	47都道府県	全ての食品	タイにて生鮮の野菜及び果実は全ロット検査（放射能基準適合証明書があれば検査を省略） その他はサンプル検査（輸入者は通関時に産出県、生産日、食品の種類を申告）		駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
ミャンマー	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港のみ	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
豪州	福島、群馬、栃木、茨城、千葉*（5県）	牛乳・乳製品、果物、野菜、水産物	豪州にてサンプル検査	※千葉県は4月5日から追加	駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm
NZ	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	牛乳・乳製品、食肉、果物、野菜、茶、海藻等	NZにて検査		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
エジプト	47都道府県	全ての食品	エジプトにて検査	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	

(注) ・原乳*は福島県、茨城県産のみ

・放射性物質基準に適合することの証明については、国内の検査機器台数が限られており、当分の間は事実上困難となります。